別表１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 農業経営改善や供給力強化に資する機器・設備の導入又は修繕等。（補助対象例）1. 生産増・コスト低減に資する機器・設備の導入又は修繕等経費

　（１）農業用機械・設備トラクター、コンバイン、運搬車、薬剤散布機、動力噴霧器、肥料散布機、移植機、畝立て機やマルチャー等のアタッチメント、水管理システム等のICT機器、生産用ハウス、育苗用ハウス、ヒートポンプ、自動開閉装置、細霧冷房機、環境モニタリング装置、循環扇、換気扇、作業環境改善機器（アシストスーツ、空調服等）　等　（２）水中ポンプ施設　　　さく井、ケーシング、ポンプ本体、圧力タンク、配電盤、配管　等　（３）鳥獣被害防護柵　　　金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵　等1. 流通・販売の改善に資する機器・設備の導入又は修繕等経費

　（１）出荷・調製・加工に係る機器・設備　　　洗浄機、乾燥機、皮むき機、選果機、包装機、保冷庫、加工施設　等　（２）販売に係る機器・設備　　　　農産物用自動販売機（新紙幣対応ユニット交換等含む）　等 |
| 補助対象経費（税抜き） | 機器・設備の購入費、修繕等費、施工費(機器・設備の設置に必要な最小限度のもの)等ただし、機器・設備の導入又は修繕等に係る経費が１０万円以上である場合は、価格比較による事業費の低減に努めることとし、２者以上の業者から徴収した見積書等の比較により契約決定された価格を補助対象経費とする。（本要綱施行前に発注、購入しているもの又はやむを得ない事情により複数の業者から見積書を徴収することが難しい場合を除く。）また、本事業により導入する機器・設備が中古の場合は、当該機器・設備の残耐用年数がおおむね３年以上であること。 |

別表２（第４条関係）

|  |
| --- |
| 補助対象外経費 |
| 運搬用トラック、パソコン、フォークリフトなど、農業経営以外の用途に容易に供される汎用性の高い機器・設備の導入経費機器・設備設置場所外における地盤工事等の外構工事 |

別表３（第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| 第３条第１項に掲げる者のうち、法人格を有しない者 | ５分の４以内 | １００万円 |
| 第３条第１項に掲げる者のうち、法人格を有する者 | １５０万円 |